赤い羽根共同募金
令和２年度申請令和３年度使用
地域配分（B 配分）募集要綱

東京都共同募金会あきる野地区協力会
あきる野地区配分推せん委員会

申請する施設・団体の皆さまへ

赤い羽根共同募金は「自分のまちをよくするしくみ」として、多くの市民の方のご協力をいただいています。地域配分の配分金も全てあきる野市民の方のご協力をいただいた募金です。**募金をしていただいた方の信頼に応えるため**にも、申請する施設・団体の皆さまには、共同募金の趣旨をご理解の上、福祉サービス向上のための事業を推進していただくとともに、街頭募金、募金箱の設置等への積極的な取組など募金活動へのご協力をお願いいたします。

また、今年度の申請事業につきましては、新型コロナウイルス対策事業を第一義的なものとしてご申請くださいますようお願い申し上げます。

あきる野地区配分推せん委員会

※赤字の部分は、「あきる野地区」独自の要綱になります。

１　地域配分の目的

多くの市民の方からご協力いただいた「赤い羽根共同募金」を、地域性の高い民間社会福祉施設や社会福祉団体へ一定割合を配分して、あきる野市の地域福祉の向上を図っていくことを目的としています。

２　配分の対象となる施設・団体

あきる野市内に所在する地域福祉の推進を目的として事業を行う以下の施設・団体で、申請時点において社会福祉事業の開始から1年以上を経過していること。

（１）あきる野市内に所在する「社会福祉法人」、「特定非営利活動法人」が運営する社会福祉施設　**※株式会社等、営利法人が経営する施設は対象外**

児童厚生施設	児童館
保育施設	保育室・認証保育所を含む
障がい者の地域生活支援事業を行う施設・団体及び小規模作業所	自立訓練、就労移行支援・継続、共同生活援助、児童デイサービス、作業所など
社会福祉関係通知等による施設	グループホームなど

（２）その他、地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの

３　配分の対象となる事業

（１）新型コロナウイルス感染拡大防止に関する事業
（２）利用者が日常的に使用するもの
（３）地域福祉の向上に資すると判断され、寄附者の信頼に十分に応えられるもの
（４）赤い羽根共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できる事業
　① 利用者が生活や就業訓練などで使用する備品購入（例　電化製品、家具、遊具など）
　② 利用者が使用する建物や備品の小破修理（例　畳表替え、トイレや浴室の補修など）
　③ 利用者のための研修・交流事業・宿泊訓練など（例　宿泊訓練、社会見学など）
　④ 利用者や地域住民のための防災・災害対策用備品（園児避難用リアカー、簡易型トイレ等）
　※ 備品購入は、原則５年以上の使用が見込まれるものに限ります。
　※ １施設・団体につき、１事業に限ります。
　※ 令和３年度に実施する事業に限ります。

４　配分の対象とならない経費

（１）職員が使用する事務用品や事務管理を主な目的とした備品整備など
（２）防犯用品・防犯設備など、日常的に使用しないもの

（３）職員を対象とする研修会参加費、健康診断、宿泊費、保険料など
（４）施設・団体の維持のための家賃、光熱水費、人件費などの運営経費
（５）備品処分費、送料、修理保証費などの配分対象備品の間接的経費
（６）配分金以外の収入が期待でき、これにより実施可能な事業は対象外。
（７）令和２年度に購入・実施予定または既に実施した事業は対象外。

５　配分申請額

１万円～30万円以内（１万円未満切り捨て）

※ 申請額は総事業費の７５%以内となるようにしてください。

例　15万円の作業用テントの購入申請 ⇒ ７５%の11万円が申請額となります。

※ 申請総額があきる野地区における配分総額を超えた場合には、配分推せん委員会での審査により、配分金額は、申請額より減額される場合があります。

６　申請について

（１）申請期間

令和２年9月１日（火）～１０月３０日（金）　土日・祝日除く

（２）申請先

あきる野地区配分推せん委員会事務局（あきる野市社会福祉協議会）に、ご持参ください【郵送不可】。

（３）必要書類

① 地域配分（令和２年度申請・３年度使用）申請書１・２
② 見積書のコピー
③ 研修や交流事業など見積書が添付できない事業については、団体の責任者名をもって、対象事業の実施計画書・収支予算書を添付してください。
（※研修旅行等の場合は見積書を必ず添付して下さい）
④ 地域配分申請が初めての施設・団体は、事業や活動内容が分かる書類（パンフレットや事業報告など）

※ ①～④までを、それぞれ原本と副本（コピー可）計2部を用意して申請してください。

（４）申請書入手方法

① 東京都共同募金会ホームページからダウンロード
➢http://www.tokyo-akaihane.or.jp
② あきる野市社会福祉協議会ホームページからダウンロード
➢http://www.akiruno-shakyo.or.jp

※ 複数の施設を運営する法人で、２つ以上の施設から申請を行う場合も、施設ごとに提出してください。

※ 申請期間外の申請受付はできません。

７　審査及び選考

市民で構成する東京都共同募金会あきる野地区配分推せん委員会で申請内容を審査し、東京都共同募金会に推薦します。その推薦をもとに、東京都共同募金会で審査・決定されます。

※ 申請書類提出時に、申請内容等の確認をさせていただきます。また提出後、必要に応じてご連絡をすることや再提出していただくことがあります。

８　配分の決定・交付

令和３年3月下旬　東京都共同募金会の決定通知書にて配分決定をお知らせします。

令和３年6月下旬　配分金を口座振込により交付します。

９　事業完了後の報告

配分金を充当した事業が完了した後、30日以内に以下の書類をあきる野地区配分推せん委員会事務局（あきる野市社会福祉協議会）に提出してください【郵送不可】。

（１）提出書類

① 使途報告書

② 領収書のコピー

③ 対象事業の写真

※ ①～③までを、それぞれ原本と副本（計2部）を用意してご提出ください。

※ 使途報告書の提出がない場合は、翌年度以降の配分申請をお断りすることがあります。

※ 共同募金の使い道を広く市民の方にお知らせするため、あきる野市社会福祉協議会のホームページや広報紙等で紹介する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 備品購入や小破修理の場合は、事業完了後、確認させていただくことがあります。

10　注意事項

（１）交付の場合でも、配分金額が申請時より減額となる場合があります。

（２）申請後の事業の変更はできません。事業の内容を変更する場合は、使途計画変更届の提出が必要です。

※ やむを得ない事情により変更が必要な場合には、必ずご連絡ください。

【お問い合わせ】

東京都共同募金会あきる野地区協力会　あきる野地区配分推せん委員会事務局
〒197-0812　あきる野市平沢１７５－４　秋川ふれあいセンター内
社会福祉法人　あきる野市市社会福祉協議会　TEL 042-559-6711　FAX 042-559-3561
メール　soumu@akiruno-shakyo.or.jp
ホームページ　http://www.akiruno-shakyo.or.jp